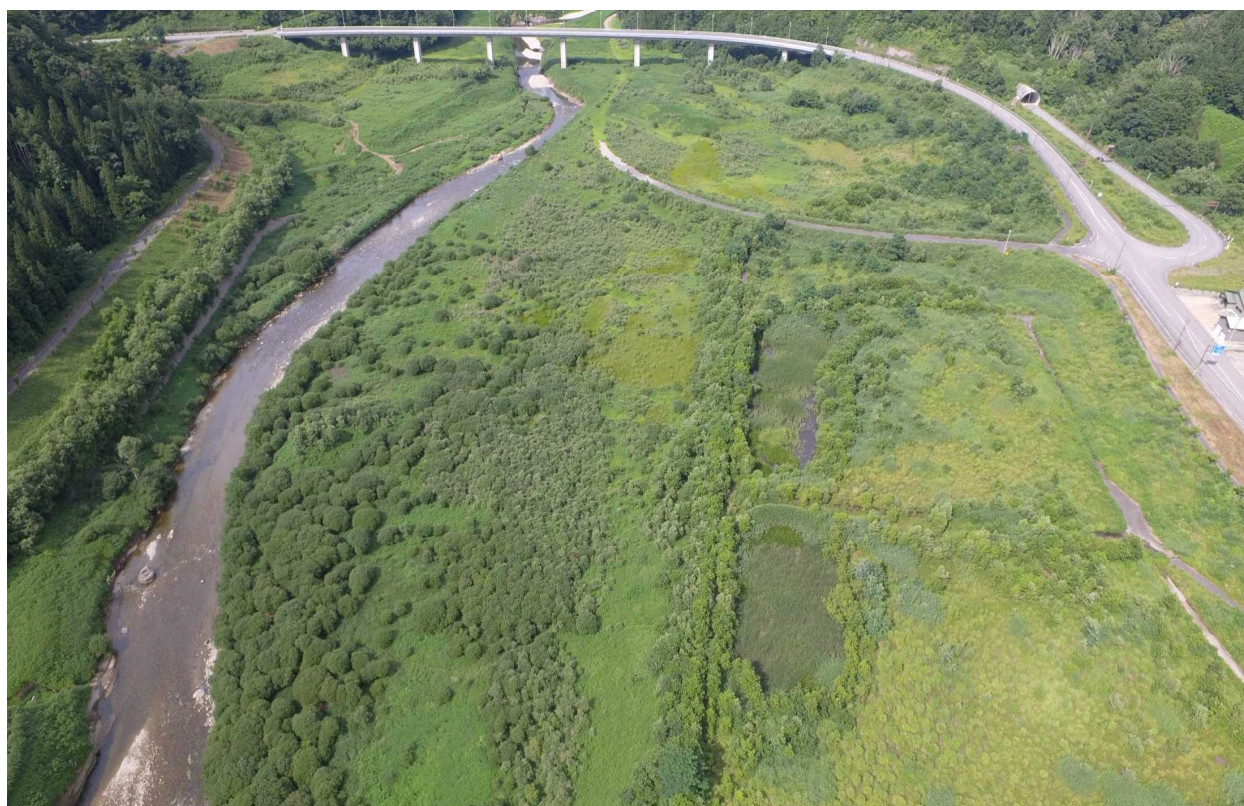


横川河川内の公募伐採のお知らせ

羽越河川国道事務所では、横川に繁茂する樹木のうち、河川管理上支障がある樹木の伐採を適宜実施しています。

従来、樹木伐採に係るコスト縮減を目的とした伐採・採取希望者の公募は営利を目的としない個人的な利用に限っていましたが、このたび、事業者による河川内樹木の伐採・採取の可能性を調査するため、事業者を対象とした樹木の伐採・採取希望者を公募する取組を「試行」します。



お問い合わせ先



国土交通省 北陸地方整備局
羽越河川国道事務所
横川ダム管理支所
支所長 橋本 隆志

☎ 0238-65-2363

FAX 0238-65-2364

公 募

横川の河川内樹木の伐採事業者を公募します。
～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～



平成28年9月5日

北陸地方整備局

羽越河川国道事務所長

公募型樹木等採取試行募集要領

1. 目的

横川ダム湖の河川敷はヤナギ等の樹木の繁茂が著しく、樹木が河川巡視の視野の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となるなど、河川管理上の障害にもなっています。

このため、羽越河川国道事務所では優先度の高い箇所から伐採を行っていますが、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応が出来ているとは言えません。そのため、コスト縮減に取り組んでおり、処理費の削減のため平成 24 年度から実施している伐採木の無償配布を行ってきました。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木を伐採、採取することを希望する事業者（企業、団体）を公募により募り、1 事業者を選定、河川法第 25 条の規定に基づく採取許可により、河川内樹木を採取する取り組みを試行します。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

羽越河川国道事務所管内の別添図に示す範囲の樹木を伐採して採取することを希望する事業者は、この「公募型樹木等採取試行募集要領」に記載された内容に従い応募書類を作成し、郵送して下さい。

受理した応募書類の内容を確認し、応募参加資格及び採取に関する計画等の審査を経て採取申請者 1 事業者を選定します。

選定結果は応募者へ通知します。

また、選定された採取申請者は、河川法第 25 条の許可を受けて、伐採作業が可能となります。河川法第 25 条の許可申請の手続きについては、選定後に打合せで説明しま

す。

(2) 募集期間

平成 28 年 9 月 5 日 (月) から平成 28 年 10 月 4 日 (火)

※応募書類は郵送により、平成 28 年 10 月 4 日 (火) 必着

(3) 樹木伐採の場所

荒川水系横川右岸高水敷 (小国町下叶水地先) ①約 5, 200 m²

なお、詳細な場所・範囲については別途参考資料参照

(4) 樹木の採取期間

平成 28 年 10 月 17 日 (月) ～平成 28 年 11 月 30 日 (水) まで

(5) 樹木の種類

主に広葉樹 (ヤナギ等)

(6) 樹木採取料

採取料については、河川法第 25 条の許可を受けた者が河川法第 32 条の規定により、山形県から徴収 (山形県河川流水占用料等徴収条例) されることとなりますが、今回の採取料については、免除されます。

(7) 応募参加資格

以下のいずれかに該当する者は、参加資格に適合しないと判断し選定されません。

①過去 3 年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者

②公募期間中において、予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条又は第 71 条の規定に該当するとして北陸地方整備局長から指名停止等を受けている者

③公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続き開始の申立てがなされている者
又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者

④直近1年間の税を滞納している者

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として
国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

(8) 応募方法

応募については、1事業者につき1回とし、応募用紙に以下の内容を記入し、(2)
の募集期間内に横川ダム管理支所担当宛てに郵送して下さい。

①応募者の氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）、住所、連絡先および担当者名

②採取を希望する河川産出物の種類（今回は「樹木」と記載）

③採取を希望する河川産出物の用途

④採取に関する計画

- ・作業予定期間
- ・作業実施者
- ・伐開、搬出方法

⑤採取を実施する工程

樹木伐開→枝払い及び小割り→積込み運搬

※枝葉についても現場より回収して搬出して下さい。

⑥安全対策等（清掃、交通整理等）

⑦参加資格の合致状況

⑧お問い合わせ先および郵送先

〒999-1321 山形県西置賜郡小国町大字綱木箱口736

羽越河川国道事務所 横川ダム管理支所 「公募伐採」 宛

Tel.0238-65-2363

応募者の氏名（法人の場合は代表者名）、住所、連絡先は選定結果の通知及び当選後の連絡にのみ使用します。

なお、採取を希望する河川産出物の種類及び用途については制限するものではありませんが、当該種類又は用途に疑義がある場合（例えば、採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、あるいは採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など）には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認を行う場合があります。また、確認により疑義が解消されない場合には、落選する可能性があります。

(9) 選定の方法

選定は、応募書類に基づいて審査を行い、参加資格があると判断した事業者を選定します。また、応募者が多数の場合は抽選により選定します。

(10) 選定結果の通知

平成28年10月上旬～中旬に選定結果を応募者に通知します。

(11) 選定後に必要な許可手続き

選定された応募者は、河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第13条第1項に定める河川法第25条の許可に係る申請書を提出する必要があります。

申請書の提出にあたっては、添付図書として、河川法施行規則第13条第2項各号に

掲げた図書の提出が必要となります。また、同項第7号の「その他参考となるべき事項を記載した図書」として、応募者に通知した選定決定の通知を提出する必要があります。辞退があった場合は、応募者を対象に申請者を再選定します。

(12) 採取にあたっての許可条件

河川区域の樹木の採取については、河川法、同法施行令その他関係法令の規定及び次の各条項を遵守しなければなりません。

- ①許可を受けた者は、許可期間中、採取の場所又は付近の見やすい場所に標識名、採取するものの種類及び数量（行為の内容）、採取方法、許可受者名及び所轄事務所・出張所の名称を明記した採取許可標識を、あらかじめ羽越河川国道事務所長（以下「所長」という。）の指示に従って設置すること。
- ②許可を受けた者は、採取が原因で河川管理施設を損傷したときは、速やかに所長に届け出て、その指示に従うこと。また採取が原因で第三者に損傷を与えた場合は、許可を受けた事業者が解決にあたること。
- ③許可を受けた者は、次に掲げる場合には、その事実の生じた日から15日以内にその旨を北陸地方整備局長（以下「局長」という。）に書面で届け出ること。
 - ・住所又は氏名を変更するとき
 - ・採取の目的を達することができなかつたとき
- ④許可を受けた者は、採取の着手と完了の際は、その旨を所長に届け出て検査を受けること。
- ⑤許可を受けた事業者は、採取に伴う危険を防止するために必要な措置を講じること。
- ⑥許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態に保つこと。

- ⑦許可を受けた者は、出水の恐れがあるときは、機材等を流出させないように措置を講じること。
- ⑧作業時間は、8：30～17：00までとする。
- ⑨許可を受けた者は、採取について所長から河川管理上の指示があった場合はこれに従うこと。
- ⑩許可を受けた者は、許可の内容を変更しようとするときは、改めて局長の許可を受けること。
- ⑪許可の取消があったとき又は採取の目的を達することができなかつたときは、所長の指示するところにより、河川管理上必要な措置をとること。当該措置完了の際は所長の検査を受けること。
- ⑫野鳥等に配慮した伐採が求められており、野鳥の止まり木となる樹木等の一部を伐採せずに残す必要がある場合があるので、許可を受けた者は、伐採せずに残す木について伐採着手前に横川ダム管理支所と打合せのうえ確認すること。
- ⑬許可を受けた者は、採取した樹木の数量（ m^3 又はt）を計測し、伝票等資料を添えた集計表を所長に提出すること。
- ⑭採取現場から公道に出る際は、運搬車輛等の車体・車輪に付着した泥土を必ず洗い落とすこと。
なお、公道が汚損した場合はていねいに清掃すること。
- ⑮運搬車輛等出入り口の標示をすること。

⑯伐採木の切り株の残りは20cm以下になるよう切断すること。

⑰採取期間中の火気の手扱いに充分注意すること。

以上

応募用紙

平成 年 月 日

北陸地方整備局

羽越河川国道事務所長 殿

<応募者>

氏 名 :

㊞

住 所 :

担当者氏名 :

電話番号 :

メールアドレス :

平成28年9月5日付けで公募された荒川水系横川における河川区域内の樹木採取について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

- 1 採取を希望する河川産出物の種類 :
- 2 採取を希望する河川産出物の用途 :
- 3 採取に関する計画

作業予定期間 : 月 日 ~ 月 日 (のうち 日間)
を予定

4 採取を実施する工程（作業内容）

- ・ 樹木の伐開（応募範囲におけるすべての樹木）
- ・ 伐木された樹木の枝払い
- ・ 伐木された樹木（幹）の小割り
- ・ 樹木の積込み搬出（枝葉の回収・運搬含む）
- ・ 跡片付け

5 安全対策等の実施の有無 ※実施する項目の□全てにレ点を記入して下さい。

清掃

交通整理

その他（ ）

6 参加資格の合致状況 ※該当する項目の□全てにレ点を記入して下さい。

公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止を受けている者ではない。

公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではない。

－以上－

位置図



樹木伐採 公募箇所

